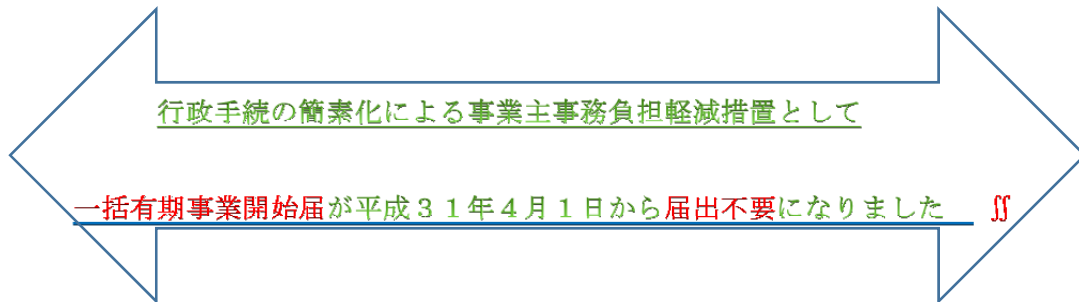




2018/12/18

■ 労働保険 法令改正 ■



(1) 2019年4月1日以降一括有期事業開始届が不要となります

当該月分を翌月 10 日までに所轄労基署に提出していた「一括有期事業開始届」が 2019 年 4 月 1 日以降その必要がなくなりました。

(2) 2019年4月1日以降に開始される一括有期事業については、遠隔地で行われるものも含めて一括されます

今までは定められた地域の範囲外で行われた事業は一括されず、個別有期事業として成立させてきましたが、2019年4月1日以降に開始する有期事業については保険料納付地事務所に一括されます。

※ 厚労省 PDF<https://www.mhlw.go.jp/content/11401500/000333435.pdf>

参考 1 → 有期事業一括要件に変更はありません。

- ① 概算保険料の額 160 万円未満 ② 請負金額（建設業） 1 億 8000 万円未満

参考 2 ① 労災給付請求、死傷病報告等は従来どおりです。

② 様式第 4 号（77 条関係）請負契約に基づき表示



社会保険労務士制度創設 50 周年 ILO（国際労働機関）2019 年に創設 100 周年